

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標新旧対照表 (原案)

旧 (第3期)	新 (第4期)	考え方等
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきており、また、収支の改善及び経営基盤の強化が進められてきたところである。</p> <p>県立中央病院は、本県の急性期医療の基幹病院として、高度救命救急センターの運用及び精神・身体合併症病床の<u>設置</u>をはじめ、救命救急医療の機能を強化している。</p> <p>また、ゲノム診療に係る体制の整備及び熊本地震の被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供している。</p> <p>さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携し適切な医療を提供できる体制の構築を図っている。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療体制の24時間化対応及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣のほか、増加する児童・思春期精神科患者への医療を充実させるための機能を強化している。</p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、訪問看護ステーションの開設など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、地域移行、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきており、また、収支の改善及び経営基盤の強化が進められてきたところである。</p> <p>県立中央病院は、本県の急性期医療の基幹病院として、高度救命救急センター及び精神・身体合併症病床の<u>運用</u>をはじめ、救命救急医療の機能を強化している。</p> <p>また、ゲノム医療の提供を推進し、<u>県新型コロナウイルス総合対策本部へ速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、第一種感染症指定医療機関、基幹災害拠点病院、難病医療協力病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供している。</u></p> <p><u>中でも、がんゲノム医療については、遺伝子検査の結果が判明した後、自院で治療方針を決定することができるがんゲノム医療拠点病院として令和5年3月に指定を受け、先進的ながん治療を提供している。</u></p> <p><u>また、令和2年から感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応については、重点医療機関として重症患者を多数受け入れるなど、本県の感染症医療において、中心的な役割を果たしている。</u></p> <p>さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携し適切な医療を提供できる体制の構築を図っている。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療体制の24時間化対応及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣のほか、<u>子どもの心の診療拠点病院、アルコール健康障害に係る依存症治療拠点機関及び認知症疾患医療センターとして、増加する児童・思春期精神科患者、依存症患者及び認知症患者への医療を充実させるための機能を強化している。</u></p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、訪問看護ステーションの<u>運用</u>など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、地域移行、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を</p>	<p>○ 中央病院で第3期に行われた事項を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんゲノム医療拠点病院 (R5.3) ・ 県総合対策本部への DMAT 派遣 (R2, 3 年度) ・ がん診療連携拠点病院 (名称修正) ・ 難病医療協力病院 (R4.4) ・ 第一種感染症指定医療機関は、過去に指定されているが、新型コロナ対応や新興感染症の対応に関係するため記述 <p>○ 新型コロナウイルスに係る対応を記述する。</p> <p>○ 中央病院と合わせて北病院の認定・指定の状況を記述する。</p> <p>○ 北病院で第3期に行われた事項を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーム依存症患者への専門プログラムの提供 (R2 年度) ・ DPAT の派遣 (R3.6) ・ 訪問看護ステーションは、設置→運用

運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供することが求められる。また、政策医療等の着実な実施に資するよう、可能な限りそれぞれの項目について客観的で定量的な指標を自主的に設定し、業務運営の不断の改善を進める必要がある。

この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まり、ICT（情報通信技術）の急速な進展など医療環境が大きく変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与していくことを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款（※）で定める目的を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。

(1) 政策医療の提供

救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。

また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。特にがん医療については、ゲノム医療を推進することとし、国の取組を踏まえつつ、適切な医療提供体制を整備すること。

さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者、依存症患者の社会復帰を目指すこと。併せて、年々増加する認知症疾患の患者が地域で安心して暮らし続けられるよう専門医療を提供すること。

なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及び協力を行うこと。

運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供することが求められる。また、政策医療等の着実な実施に資するよう、可能な限りそれぞれの項目について客観的で定量的な指標を自主的に設定し、業務運営の不断の改善を進める必要がある。

この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まり、新興感染症の拡大に備えた具体的な取組が求められるなど医療環境が大きく変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与していくことを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款（※）で定める目的を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。

(1)-1 政策医療の提供

救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。特に、本県の救急医療体制において中心的な役割を果たすこと。

また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院等に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。

がん医療については、がんゲノム医療拠点病院として、ゲノム医療の提供を推進すること。

さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関、依存症治療拠点機関及び専門医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者、依存症患者の社会復帰を目指すこと。併せて、年々増加する認知症疾患の患者が地域で安心して暮らし続けられるよう専門医療を提供すること。

なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及び協力を行うこと。

● 県の課題に関わる取組及び公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取組を記述する。

○ 第3期と同様に4年間とする。

● 県の課題であるため、県立病院機構においても、持続可能な救急医療体制に貢献するよう求める。

○ 難病は、協力病院の指定（R4.4）を受けたことにより、等として記述する。

○ がんゲノム医療拠点病院（R5.3）の指定を受け、引き続き推進を求めていくため記述する。

○ 県はH31.3に北病院をアルコール健康障害に係る専門医療機関に選定、R2.3にアルコール健康障害に係る治療拠点機関に選定したことから記述する。

<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>基幹病院としての役割を果たすため、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応するとともに、診療実績の検証等によるより良い医療の提供に努めること。</p> <p>また、病院施設、医療機器等の整備はICT等様々な技術の進展を踏まえながら、初期投資に維持費などを加えたライフサイクルコストや地域の医療需要を考慮しつつ計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービスの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努めること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着</p> <p>質の高い医療を安定して提供するため、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着を図ること。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <p>より専門性の高い医療従事者を育成するため、医療従事者の知識の取得・技術の向上を計画的に進め、また、医療従事者により魅力ある病院となるよう研修の一層の充実に努めること。</p>	<p>(1) - 2 新興感染症への対応</p> <p><u>県が策定する感染症予防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画及び医療計画に基づき、新興感染症の感染拡大時に活用しやすい病床の運用など、必要な対策が講じられるよう具体的な取組を進め、感染症対応に係る協定締結医療機関として、本県の医療提供体制において中心的な役割を果たすこと。</u></p> <p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>基幹病院としての役割を果たすため、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応するとともに、診療実績の検証等によるより良い医療の提供に努めること。</p> <p>また、病院施設、医療機器等の整備はICT等様々な技術の進展を踏まえながら、初期投資に維持費などを加えたライフサイクルコスト、<u>デジタル技術の活用や地域の医療需要を考慮しつつ、長期的な視点を持って計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</u></p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービスの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努めること。</p> <p><u>また、デジタル技術の活用に当たっては、近年サイバー攻撃が増加していることなどから個人情報保護や病院の危機管理の観点から情報セキュリティ対策を徹底及び強化すること。</u></p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着と勤務環境の改善</p> <p>質の高い医療を安定して提供するため、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着を図るとともに、働きやすい勤務環境の充実に努めること。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <p>より専門性の高い医療従事者を育成するため、医療従事者の知識の取得・技術の向上を計画的に進め、また、<u>看護師の特定行為研修を行う指定研修機関として、質の高い看護を提供する看護職員を育成し、その活用を図るなど、医療従事者により魅力ある病院となるよう研修の一層の充実に努めること。</u></p>	<p>◎ 部門計画に基づく主要な取組、県の課題に関わる取組及び公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取組を記述する。</p> <p>● 県の課題に関わる取組及び公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取組を記述する。</p> <p>● デジタル技術の活用に際し、必要となるセキュリティ対策の取組を記述する。</p> <p>● 県の課題に関わる取組及び公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取組を記述する。</p> <p>○ R2、R3評価書の一層の改善を期待するとの評価に基づき記述する。</p> <p>○ 特定行為指定研修機関として、R4.2に認可され、R3評価書の今後の成果を期待するとの評価に基づき記述する。</p>
--	---	--

<p>(2) 職場環境の整備 医療従事者が安心して働き続けることのできる、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備するため、医療従事者の適正配置、勤務形態の見直し及び業務の他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討を行い、必要な措置を講じること。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。 特に、地域の医療従事者の確保・養成に貢献すること。</p> <p>(1) 地域医療機関等との協力体制の強化 地域医療機関等から協力が求められる事項の取組や、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携をより一層推進すること。 また、介護との連携を強化し、県全体として県民に適切な医療等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進に貢献すること。</p> <p>(2) 地域の医師不足に対する支援 県との協働により医師確保対策に取り組み、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、より多くの研修医や専攻医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。</p> <p>また、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への診療支援を積極的に行うこと。</p> <p>(3) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。特に、医療従事者に占める割合の高い看護職に対する研修等は、地域医療の充実に大きく資する観点も踏まえながら行うこと。 また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に積極的に協力すること。</p> <p>(4) 地域社会への協力 医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取</p>	<p>(2) 職場環境の整備 医療従事者が安心して働き続けることのできる、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備するため、医療従事者の適正配置、勤務形態の見直し及び業務の他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討を行い、必要な措置を講じること。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関との密接な連携や役割分担を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。 特に、地域の医療従事者の確保・養成に貢献すること。</p> <p>(1) 地域医療機関等との協力体制の強化 地域医療機関等から協力が求められる事項の取組や、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携をより一層推進すること。 また、介護や福祉との連携を強化し、県全体として県民に適切な医療等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進に貢献すること。</p> <p>(2) 県内の医療人材の確保に対する支援 県との協働により医師確保対策に取り組み、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、より多くの研修医や専攻医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。 また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れや、看護師の特定行為研修の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に積極的に協力すること。 さらに、県立病院機構に必要な医療従事者の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への診療支援を積極的に行うこと。</p> <p>(3) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。特に、医療従事者に占める割合の高い看護職に対する研修等は、地域医療の充実に大きく資する観点も踏まえながら行うこと。</p> <p>(4) 地域社会への協力 医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の課題に関わる取組及び公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取組を記述する。 ● 県は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進しているため、広義で福祉を記述する。 ● 県の課題に関わる取組及び公立病院経営強化ガイドラインに呼応する取組を記述する。 ● 医療人材の確保に関する取り組みのため、「医療従事者の育成」に関する記述は「第2-4-3)」から移動する。 ○ 特定行為指定研修機関として、R4.2に認可され、R3評価書の今後の成果を期待するとの評価に基づき記述する。 ● 診療支援は、医師にとどまらず医療従事者を対象とした取組を記述する。
---	---	--

<p>り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、県内医療従事者の訓練等において中心的な役割を果たすとともに、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。</p> <p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 引き続き経営基盤の安定化を進めるため、人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>(1) 収入の確保 診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しのほか、延べ患者数、患者単価、平均在院日数等の動向に留意するなどし、経営基盤を安定化するための収入の確保に努めること。</p> <p>(2) 費用の節減 業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用の節減に努めること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、運営が円滑に行われるよう努めること。</p> <p>4 職員の経営参画意識の向上 職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取組を共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 中期目標の各年度における経常利益について安定的な水準を維持す</p>	<p>り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、県内医療従事者の訓練等において中心的な役割を果たすとともに、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p><u>特に、精神科医療における拠点機能の強化に取り組むこと。</u></p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。</p> <p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 引き続き経営基盤の安定化を進めるため、人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>(1) 収入の確保 診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しのほか、延べ患者数、患者単価、平均在院日数等の動向に留意するなどし、経営基盤を安定化するための収入の確保に努めること。</p> <p>(2) 費用の節減 業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用の節減に努めること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、運営が円滑に行われるよう努めること。</p> <p>4 職員の経営参画意識の向上 職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取組を共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 中期目標の各年度における経常利益について安定的な水準を維持す</p>	<p>● 県の課題であるため、災害時における精神科医療の拠点機能の強化に取り組むよう求める。</p>
---	---	--

<p>るとともに、キャッシュ・フロー及び長期的な資金収支について分析し、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。 また、県民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守するとともに、これらを確保するための内部統制体制を整備すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p> <p>4 人事管理 職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。</p> <p>※地方独立行政法人山梨県立病院機構定款 (目的) 第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>るとともに、キャッシュ・フロー及び長期的な資金収支について分析し、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。 また、県民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守するとともに、これらを確保するための内部統制体制を整備すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p> <p>4 人事管理 職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。</p> <p>※地方独立行政法人山梨県立病院機構定款 (目的) 第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p>	
--	--	--